

令和7年度事業計画書

1 特定紛争処理事業

国・都道府県及び事業者団体、消費者団体等で受け付けた不動産取引紛争のうち、当事者双方の同意があり、当該紛争に係る関係機関から要請が行われた案件について、紛争処理委員による調整・仲裁を行う。

2 調査研究事業

- (1) 不動産取引紛争の未然防止及び処理に関し、次の調査研究を行う。
 - ①紛争事例、判例に関する調査研究
 - ②紛争事案の処理事例集、判例集等の作成整備に関する調査研究
 - ③紛争を未然に防止するための方策等に関する調査研究
 - ④処分事例集の作成整備に関する調査研究
 - ⑤消費者啓発のための図書の作成整備等の調査研究
 - ⑥事業者の資質向上のための図書の作成整備等の調査研究
- (2) 不動産政策研究会（不動産取引法務研究会、不動産経済分析研究会、海外不動産取引研究会、不動産再生研究会）を開催し、外部の講師を招く等幅広い視点から研究を行う。
- (3) 空家対策特別措置法、区分所有法、民法等、不動産関係の制度の見直しに関連する調査研究を行う。

3 広報助言事業

- (1) 不動産取引紛争の未然防止及び適正かつ迅速な処理を推進するため、機構の業務内容、事業等に関する広報、調査研究成果に関する広報を行う。
 - ①機構ホームページにおいて判例検索等のコンテンツの充実を図る。
 - ②機構出版物を関係機関等へ配布する。
 - ③その他広報、情報提供の充実等を図る。
- (2) 消費者、事業者、地方公共団体等から寄せられる不動産取引に関する次の諸問題について迅速な回答をすること等、助言及び支援を行う。
 - ①民法、借地借家法その他の民事法規の解釈に関する問題
 - ②宅地建物取引業法の考え方に関する問題
 - ③その他苦情・紛争処理に関し解決を要する問題

4 宅地建物取引士資格試験事業

- (1) 宅地建物取引業法に基づき、都道府県知事の委任を受けて、宅地建物取引士資格試験を次のとおり実施する。

令和7年度試験実施日程（予定）

実施公告	6月 6日（金）	
インターネット申込受付	7月 1日（火）	～ 7月31日（木）
郵送申込受付	7月 1日（火）	～ 7月15日（火）
試験の期日及び時間	10月19日（日）	午後1時～3時
	（ただし、登録講習修了者は、午後1時10分～3時）	
合格発表	11月26日（水）	

※ なお、天災等の事由により試験会場の一部で試験を中止した場合等には、原則として、再試験を実施する。

- (2) 試験事務の実施に関しては、インターネット申込の利用環境の向上を図るとともに、ホームページの活用等により、引き続き情報提供の充実を図る。

5 宅地建物取引業免許事務等処理システム（宅建システム）管理・運営事業

宅地建物取引業法主管者協議会規約に基づき運営されている宅建システムについて、国及び都道府県から委託された管理・運営業務を適正かつ確実に実施する。

- (1) 宅建システムの円滑な運用

令和5年4月から運用を開始した現行宅建システムについて、主管者協議会の決定に基づき、国及び都道府県における事務処理に支障を来さないよう、適正かつ確実・継続的に運用できるよう所要の措置を講じていく。

- (2) 宅建業者と宅地建物取引士の統計概要の作成

主管者協議会の「宅建システムに関する取決書」の規定に基づき、令和6年度末における「宅建業者と宅地建物取引士の統計概要」を作成する。

6 出版事業

- (1) 機関誌「RE T I O」の出版

発刊回数は年4回。特集テーマの設定、連載等で内容の多様化と充実を図る。

- (2) 「実務叢書 わかりやすい不動産の適正取引」シリーズの企画及び出版

- (3) 不動産売買の手引、住宅賃貸借契約の手引、最新の法令集、講演録等、調査研究成果物を出版

7 講演研修事業

不動産取引紛争の未然防止及び処理に関し、次の講演・研修を行う。

- (1) 不動産業者及び行政庁担当者等向けに講演会を年3回開催
- (2) 事業者団体、地方公共団体、消費者団体等の研修会への講師派遣（Web派遣を含む）及び研修動画等の提供

8 宅地建物取引業法主管者協議会への参画

- (1) 国及び都道府県との共催で宅建業法主管課担当者研修を年2回実施
- (2) 主管者協議会の会議に参加
 - 幹事県会議（前期・後期）
 - 各ブロック会議（全国6ブロック）

9 その他

- (1) 不動産取引関係機関連絡協議会の事務を行う。
- (2) その他本年度の事業に付帯する事業を行う。